

別記(ハ)

指令 第一四號

十一日午五時カハ

ゼネスト七日 益々意気昂り一系乱レズ断守トシテ暴圧撤回迄スト継続ノ決議
 ノ前ニ今々暴圧條ヲ撤回スルカ支配的強權ニヨツテ強制調停ヲ發令シテスト圧
 殺キ出ズルカニツ以外ニ途ナキニ至ツタ 支配階級ハ今々強制調停ニ依ル事
 ハ必然的ノ形勢ニ在リ 何等カ機會ヲ捉ヘントシテ居ル併シ乍ラ今我々ハ強制
 調停ヲ發令サレタトシテモストライキハ断然繼續スル事ハ再三指令シ或ハ聲明
 シタ処デアルガ之ニ對シ官憲ハスト打切り即時結束ヲ強要スルデアラウ事ハ充
 分察知サレル處タ 而モ頑トシテ頑張ル場合 争議團ニ對スル彈圧ハ必至デア
 ル 之ノ發生ニ備ヘ争議團が解散等ニ對スル準備ハ即時完成セネバナラン
 集團籠城が解散サレテモ即時第二籠城場所ニ入ルベク首腦部ハ左ノ通り指令ス
 一 解散ノ暴圧ノアツタ場合ハ即時分散籠城ニ 移ル事
 一 分散籠城ハ一組十名内外トシ同一場所ニ籠城スヘキ人員ヲ決定シテ各自ニ
 知ラセ置キ解散サレテモ一系乱レズ規律アル行動ニヨリ引上グルコト
 引揚場所ハ急速ニ決定シ置クコト
 一 之ノ場合横ノ連絡ヲ充分取レル様 最善ノ方法ヲ採ルコト